

## 太田市優良農業者表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内で農業を営む者及び団体のうち他の農業者の模範として推奨に値する業績があったものを表彰し、もって本市農業の発展を図ることを目的とする。

### (優良農業者表彰基準)

第2条 優良農業者の表彰は、次に該当する者及び団体について行う。

- (1) 農業経営全般にわたり、特に顕著な業績を残した者及び団体
- (2) 農業上有益な研究、考案、改良及び新技術の導入・普及等農業の発展に貢献した者及び団体
- (3) 地域農業の振興において顕著な業績を残した者及び団体
- (4) 前各号に定めるもののほか、農業に関し推奨すべき功績を残した者及び団体

### (表彰の手續)

第3条 太田市農業委員会会長は、前条の規定に該当する者及び団体があったときは、優良農業者表彰推薦状（様式第1号及び第2号）により推薦するものとする。

- 2 市長は、前項の推薦があったものの中から被表彰者を決定する。
- 3 市長は、被表彰者の決定にあたり、太田市優良農業者表彰審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くことができる。

### (審査会の組織)

第4条 審査会は、農政部長、農政部副部長、農業政策課長、農村整備課長及び農業委員会事務局長をもって組織する。

### (審査会の委員長等)

第5条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は農政部長を、副委員長は農政部副部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (審査会の会議)

第6条 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の庶務)

第7条 審査会の庶務は、農業政策課において処理する。

(表彰の方法)

第8条 優良農業者表彰は、市長が表彰状を授与して行う。

2 前項の表彰において、副賞として賞品を加授することができる。

3 被表彰者は、優良農業者表彰者名簿(様式第3号)に登録するものとする。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。